公益通報窓口の設置について

２０２６年４月
遠軽信用金庫

当金庫では、公益通報を適切に処理するため、次のとおり通報窓口を設置しております。
なお、通報したことを理由に不利益な取り扱いを受けることや、当金庫が通報を妨げるような行為を行うことはありません。また、通報者の個人情報は保護されます。

１．公益通報制度の利用対象者

（１）当金庫役職員
（２）当金庫の事業に従事するフリーランス及び取引先従業員
注、職員、フリーランス及び取引先従業員には、通報の日から１年以内に当金庫職員であった者及び通報の日から１年以内にフリーランス又は取引先従業員として当金庫の事業に従事していた者を含みます。

２．公益通報の窓口

（１）遠軽信用金庫　リスク管理部門

住　　所	〒099-0495　紋別郡遠軽町大通南１丁目１番地１５
電話番号	0158-42-2141
受付時間	平日の午前９時から午後５時まで

（２）冨岡法律事務所

住　　所	〒060-0042　札幌市中央区大通西１０丁目南大通ビル５階
電話番号	011-221-1550
受付時間	平日の午前９時から午後６時まで

以　上